

仏頭部すげ替え事件

【事件の概要】

Xが、光源寺及びYによる観音像の仏頭部の無断すげ替え等は、X固有の著作人格権（同一性保持権）、著作権（展示権）、又は、故T及び故Rの著作人格権、著作権等の侵害に当たるとして、観音像の原状回復、一般公衆への供覧の差止等を請求した事件の控訴審である。

【事件の表示、出典】

知財高裁平成21年（ネ）第10047号 平成22年3月25日判決

最高裁判所ホームページ

(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100326155245.pdf>)

(一審 平成21年5月28日 東京地裁平成19年（ワ）第23883号)

最高裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090608093021.pdf>)

【参照条文】

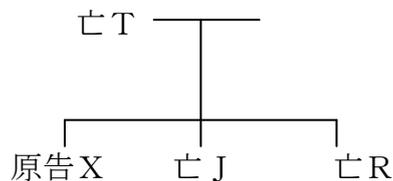
著作権法14条、60条、112条2項、113条6項、115条、116条1項

【キーワード】

同一性保持権、名誉声望回復措置、広告文

1 事実関係

原告の家系図（N家）



T、J、R、及び控訴人兼被控訴人X（一審原告、以下「原告」という。）はいずれも仏師であり、T、J、RはTの自宅兼工房に同居していた。被控

訴人Y（一審被告、以下「Y」という。）は、1980年ころから、Rの弟子となり、TやRの仕事を手伝っていた。

被控訴人兼控訴人光源寺（一審被告、以下「被告光源寺」という。）の先代住職Mが、1987年、観音像の再建をRに依頼し、1993年に観音像は完成した。Yは、Rの観音像再建を手伝った。2003～06年、現住職Aが、Yに依頼して、観音像の仏頭部をすげ替え、すげ替え後の観音像を公衆の閲覧に供した（以下、仏頭部すげ替え前の観音像を「本件原観音像」、すげ替え後の観音像を「本件観音像」という。）。

Rの弟である原告は、被告光源寺とYが本件原観音像の頭部を無断ですげ替えたのは、本件原観音像の共同著作者である自己の又は故T及び故Rの同一性保持権や展示権などを侵害するとして、仏頭部の原状回復、回復するまでの間の本件観音像の閲覧提供の差止めなどを求めて、東京地裁に提訴した。

原告は、本件原観音像制作は、江戸時代から続く仏師の家柄であるN家が一体として引き受けたものであり、本件原観音像は、T、J、R、及び原告による共同著作物であると主張した。

一審東京地裁は、観音像内部に原告の名前が制作者として墨書されていること、及びこれが著作者名の通常を表示方法であることは認めたが、原告が共同著作者であることは認めなかった（著作権法14条の推定が覆された）。そして、原告の、著作者Rの遺族としての請求については、寺によるすげ替え行為は、Rが生きていればRの同一性保持権の侵害となるべき行為に当たると認定した。そして、著作権法116条1項、115条に基づき、Rの第一順位の遺族（116条2項）である原告は被告光源寺に対し、仏頭部の原状回復を求めることができると判示した。しかし、Rの名誉声望が毀損されたとまでは認められないとして、謝罪広告の請求は認めなかった。

原告は、一審判決に対して控訴した。

2 争点（争点1～8は第一審と同じ） 判決文10頁～

- 争点1 : 原告の共同著作者性
- 争点2 : 原告の同一性保持権侵害に基づく差止等請求の可否
- 争点3 : 原告の法115条に基づく原状回復等請求の可否
- 争点4 : 原告の著作者人格権のみなし侵害に基づく措置請求の可否
- 争点5 : 二次的著作物の原著作物の著作者としての展示権侵害に基づく差止等請求の可否
- 争点6 : 原告の著作者人格権侵害及び著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の可否

- 争点7 :原告の、T及びRの遺族としての、原状回復等請求、原状回復までの観覧提供差止請求の可否
- 争点8 :原告の著作者人格権侵害及び著作者人格権のみなし侵害の不法行為に基づく謝罪広告請求（訂正広告請求を含む。）の可否
- 争点9 :T及びRから相続した展示権の侵害に基づく原状回復請求、及び差止等請求の可否
- 争点10:原告の展示権侵害、T及びRから相続した展示権の侵害、遺族の深い愛着・名誉感情の侵害に基づく、不法行為による損害賠償請求の可否と損害額

3 裁判所の判断（判決文54頁～）

(1) 争点1～6、8（原告の著作者人格権等侵害）（判決文66頁～）

一審裁判所と同様の事実認定及び判断過程により、14条の推定を覆す事実があるから、原告を本件原観音像の共同著作者と認めることはできず、共同著作者であることを前提とする請求も理由がないとした（判決文72頁～）。

(2) 争点7、9（Rの著作者人格権等侵害）（判決文74頁～）

要件論と効果論とに分けて検討し、すげ替えを、故Rの同一性保持権の侵害となるべき行為（20条、60条）と認定すると共に、社会的名誉・声望を害する方法により利用する行為として136条6項のみなし侵害行為であることも認めた。

そして、116条1項に基づき、115条の名誉回復措置を求めることができると判断したが、名誉回復措置として原状回復措置は適当ではなく、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りるとした。

*この点、一審裁判所は、すげ替えを故Rの同一性保持権の侵害となるべき行為と認定して、115条所定の「訂正」するための適当な措置として、原状回復請求を認容した。しかし、113条6項該当性については、争点にもなっておらず、判決でも触れられていない。

そして、Rの社会的名誉・声望が毀損されたことを認めず、謝罪広告請求は認容しなかった。

要件論（20条、113条6項、60条の要件の充足性）

ア 20条1項の「改変」の有無（判決文75頁～）

控訴裁判所は、一審裁判所とほぼ同様の事実認定により、すげ替えは、「創作的部分に改変を加えたもの」と認めた（一審裁判

所は「重要な部分の改変」と認定）。

- イ 20条1項の「意に反する・・・改変」、及び60条ただし書きの「意を害しないと認められる場合」の該当性（判決文76頁～）

控訴裁判所は、一審裁判所と同様の事実認定及び判断過程により、すげ替えは、Rの「意に反する・・・改変」であり、Rの「意を害しないと認められる場合」とは認められないとした。

- ウ 20条2項4号の「やむを得ないと認められる改変」の該当性について（判決文78～79頁）

控訴裁判所は、一審裁判所とは一部異なる事実認定（紙面の都合上、詳細は省略）を行なった上で、下記のように、すげ替えには相応の事情が認められるが、他の選択肢もあったから、「やむを得ないと認められる改変」のための方法とはいえないと判断した。

「このような経緯に照らすと、被告らによる本件原観音像の仏頭部を新たに制作して、交換した行為には、相応の事情が存在するものと認められる。しかし、たとえ、被告光源寺が、観音像の眼差しを半眼下向きとし、慈悲深い表情とすることが、信仰の対象としてふさわしいと判断したことが合理的であったとしても、そのような目的を実現するためには、観音像の仏頭をすげ替える方法のみならず、例えば、観音像全体を作り替える方法等も選択肢として考えられるところ、本件全証拠によっても、そのような代替方法と比較して、被告らが現実に選択した本件原観音像の仏頭部のすげ替え行為が、唯一の方法であって、やむを得ない方法であったとの点が、具体的に立証されているとまではいえない。」

- エ 著作者の名誉若しくは声望を害する方法によりその著作物を利用する行為（113条6項）といえるか（判決文79頁～）

控訴裁判所は、下記の事実から、すげ替え行為は、Rが社会から受ける客観的な評価に影響を来す行為であり、Rの名誉・声望を害すると判断した。

- ①Rは、開眼法要の際に、本件原観音像の制作者として紹介され、出席者の前で挨拶していること、
- ②宗教工芸新聞の記事において、「仏師R師」との見出しの下に、Rが本件原観音像の制作者として紹介され、「東京駒込光源寺大

観音（R）」と付された、本件原観音像の写真が掲載されていること

③ 上記①、②からすれば、R死亡から10年以上経過した本件口頭弁論終結日の時点でも、光源寺の檀家、信者や仏師等観音像彫刻に携わる者の間において、Rは「駒込大観音」を制作した仏師として知られているものと推認できること

*この点、一審裁判所は、上記①、②、③と同様の事実から、すげ替え行為は、Rの名誉感情を害することは認定した。

しかし、Aがすげ替えを公表せず、本件訴訟関係者、光源寺の檀家及び信者の一部等の限られた範囲の者にしか知られていないこと、仏頭部すげ替えに至った経緯等からは、Rの社会的名誉・声望が毀損されたものとは認められない、と判断し、113条6項該当性を否定した（一審判決文64頁～）。

効果論（適切な回復措置に関する判断）

ア 名誉声望回復措置等（115条）（判決文81頁～）

控訴裁判所は、下記の①～⑨などの事情を総合考慮した上で、

「本件原観音像は、その性質上、被告光源寺が、信仰の対象とする目的で、Rに制作依頼したものであり、また、仏頭部のすげ替え行為は、その本来の目的に即した補修行為の一環であると評価することもできること、交換行為を実施した被告Yは、Rの下で、本件原観音像の制作に終始関与していた者であることなど、本件原観音像を制作した目的、仏頭を交換した動機、交換のための仏頭の制作者の経歴、仏像は信仰の対象となるものであること等を考慮するならば、本件において、原状回復措置を命ずることは、適当ではない。

以上の事情によれば、Rの名誉声望を維持するためには、事実経緯を広告文の内容として摘示、告知すれば足りるものと解すべき」

と判断した。

*この点、一審裁判所は、観音像の表情について、「信仰の対象という観点から、上記各仏頭部の優劣を評価することは困難であり、仏頭部のすげ替え前の本件原観音像の表情等が信仰の対象として相応しくないと断定することはできない。」とした（一審判決文60～61頁）。

そして、(a)仏頭部は、Rの思想・感情の表現上、重要な部分であること、(b)すげ替え行為はRの著作者人格権の侵害行為であり、被告光源寺には故意・過失があること、(c)すげ替え後の観音像を公衆の観覧に供することがRの意に反すること、(d)すげ替え前の仏頭部の原状回復が可能なことを総合すれば、原状回復の必要性及び実現可能性があるとした（一審判決文62頁～）。

- ①本件原観音像は、被告光源寺の前住職が、戦災により焼失した「旧駒込大観音」を復興し、信仰の対象となる仏像にふさわしい観音像を制作することを目的として、Rに依頼したこと
- ②しかし、Rが制作した本件原観音像は、本件観音堂に安置された状態では、拝観者が見上げることになり、対面した拝観者に対しては、驚いたような表情、又は睨みつけるような表情となったこと
- ③被告光源寺現住職のAは、そのような表情について違和感を感じて、本件原観音像の眼差しを修繕することを希望し、Rに対し、本件原観音像の左右の眼の修繕を依頼したこと
- ④その依頼に応じて、原告が、一旦は、本件原観音像の眼差しの修繕を試みたが、結局、本件原観音像の表情を補修できなかったこと
- ⑤被告光源寺のAは、被告Yに対し、本件原観音像の眼差しの修繕の相談をしたところ、被告Yは、仏頭部の一部のみを残して、前面のみを作り変えることは、かえって、失敗する危険性があると助言をしたこと
- ⑥そこで、Aは、被告Yに、仏頭部を新たに制作し、仏頭を交換することを依頼し、被告Yは、そのような方法によって、本件観音像を作り替えたこと
- ⑦被告Yは、Rの弟子として、長年にわたり、その下で制作に関与し、本件原観音像についても、制作開始から木彫作業が終了するまでの全制作行程（漆塗り、金箔貼りを除く。）に精力的に関与して、Rの創作活動に協力し、補助してきた者であること
- ⑧本件原観音像から取り外した仏頭部は、その原形のままの状態でも本件観音堂に保管されており、第三者が同仏頭部の形状を拝観することは不可能でないこと
- ⑨仮に、被告光源寺は、本件観音像について、その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に原状回復することを命じられた場合、同被告

は、一旦は、原状回復措置を講じても、その後すみやかに、いわゆる「お焚き上げ」と称する方法により、本件原観音像全体を焼却する措置を講ずることが推測され、結局のところ、Rの名誉、声望等が回復される目的が十分に達成できるとはいえないこと

*この点、一審裁判所は、上記②、③、④、⑦、⑨の事情は認定していない。

②に関しては、かえって、「下から見上げる拝観者の眼差しと本件原観音像の眼差しとが合わさらなかったことが認められるが、これを是正するため、Rが本件原観音像が下を向くように強引に眼球面を彫刻したとの点については、これを認めるに足りる証拠はない。」と認定している（一審判決文59頁～）。

③、④については、原告に対する、観音像の眼の修繕の依頼があったことしか認定していない。

*なお、控訴裁判所は、判決文の57頁において、「本件原観音像は、戦後制作された最も大きな観音像の一つであるが、Rが、このような規模の仏頭を制作したのは、初めてであった。これは、Tが健康であったころは、大規模の観音像については、Tが仏頭部を担当していたからである。」と認定しているが、一審判決ではこのような認定はない。

イ 差止請求等（112条1項、2項）（判決文83頁～）

前記アと同様の理由により、本件観音像を公衆の閲覧に供することの差止め及び原状回復を認めなかった。

(3) 争点10（Rから相続した展示権侵害）（判決文83頁～）

下記のように判示して、原告の請求を認めなかった。

「Rは、被告光源寺からの、観音像の制作依頼に対し、これを承諾して、本件原観音像を制作したものである。ところで、観音像は、その性質上、信仰の対象として、拝観者をして観覧させるものであり、このような観音像の本来の目的に照らすならば、Rが、自己が制作した観音像の展示については、一般的、包括的かつ永続的に承諾をした上で、制作したとみるのが自然である。」

4 検討

控訴裁判所が、原観音像の表情が信仰対象としてふさわしくないと判断し

たことが、一審裁判所と結論を異にした大きな原因ではないだろうか
(金本 恵子)